

広島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年四月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新山府中線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
府中市広谷町字二才原九二番一地从先から 府中市広谷町字門ノ前八四八番一地从先まで		新	二二・五〇〇 二六・〇〇〇	二六・〇〇〇	拡幅
		旧	三・九〇〇 五〇	二六・〇〇〇	